

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第 1 節 暫定税率</u></p> <p><u>(暫定税率を適用するエチル ターシャリ プチルエーテルの証明書の取扱い)</u></p> <p>2 - 1 法別表第一の第 2909.19 号に掲げるエチル ターシャリ プチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したもの（以下「E T B E」という。）に係る証明書（令第 6 条の 2 第 1 項に規定する証明書をいう。）が、同項の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下この節において同じ。）にあっては、特例申告。以下この節において「輸入申告等」という。）の際に提出された場合の取扱いは、次による。</p> <p>なお、当該証明書は、エチル ターシャリ プチルエーテルのうちバイオマスから製造したエタノールを原料として製造したものの証明書の発給に関する省令（平成 20 年経済産業省令第 28 号）第 2 条の規定により経済産業大臣が交付することとされているので留意する。</p> <p>(1) 当該証明書に押なつされた経済産業大臣の印を確認する。</p> <p>(2) 当該証明書と「輸入（納税）申告書」（C - 5020）又は「特例申告書（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例申告書をいう。以下この節において「輸入（納税）申告書等」という。）との対差確認は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>イ 証明書の「申請者」欄に記載された氏名等と輸入（納税）申告書等に記載された輸入者の氏名等との対差確認。</p> <p>ロ 証明書の「輸入数量」及び「仕入書番号」欄に記載された事項と輸入（納税）申告書等に記載されているこれらの事項に対応する事項との対差確認。</p> <p>(3) 証明書に記載された E T B E の全量について輸入申告等がされた場合は、証明書の余白部分に審査印（C - 5000）を押なつし、輸入（納税）申告書等とともに保管するものとする。</p> <p>なお、証明書に記載された E T B E の一部について輸入申告等がされた場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ 証明書及びその写しを輸入申告等の際に提出する。</p> <p>ロ 証明書及びその写しの裏面に、当該申告に係る輸入（納税）申告書等の番号、輸入数量、当該証明書に係る輸入数量の残数量及びその他必要事項を記載する。</p> <p>ハ 証明書及びその写しに、審査印（C - 5000）を押なつし、証明書については申告者に返付するとともに、その写しについては、輸入（納税）申告書等とともに保管する。</p>	<p><u>第 1 節 削除</u></p> <p>（新規）</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>二 <u>当該証明書に係る輸入数量の全量について輸入通関が終了した場合には、当該証明書を最後の輸入（納税）申告書等とともに保管することとなるので留意する。</u></p> <p>第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続) 8 - 4 法第 8 条第 1 項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第 22 条第 1 項に規定する申告書は、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P - 7700)(以下本節において「確認申告書」という。)とし、2 通（原本、交付用）を輸出地を所轄する税関官署に提出し、その記載事項を確認したときは、確認印（C - 5000）を押なつして 1 通（交付用）を申告者に交付する。 なお、交付に際し、申告者に、交付用の確認申告書は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(2) 1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。</p> <p>(3) 令第 22 条第 2 項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのため原材料を輸出することが明らかになる書類（以下「契約書等」という。）とし、2 通（原本、写し）を提出するものとし、確認したときは、うち 1 通（原本）を申告者に返付し、他の 1 通（写し）は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1 契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2 回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えて差し支えない。 また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2 )」及び「契約実績表（個別）(P - 7700 号 - 3 )」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4) 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第 22 条第 2 項ただし書扱い」である旨記載し、確認申告書のうち「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2 )」及び原材料別の「契約実績表（個別）(P - 7700 号 - 3 )」については「輸出原材料」欄を記載のうえ、提出する。</p>	<p>第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 (加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続) 8 - 4 法第 8 条第 1 項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第 22 条第 1 項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する申告書は、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P - 7700)(以下本節において「確認申告書」という。)とし、2 通（原本、交付用）を輸出地を所轄する税関官署に提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印（C - 5000）を押なつして 1 通（交付用）を申告者に交付する。 なお、交付に際し、申告者に、交付用の確認申告書は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(2) 1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示させる。</p> <p>(3) 令第 22 条第 2 項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立てのため原材料を輸出することが明らかになる書類（以下「契約書等」という。）とし、2 通（原本、写し）を提出させ、確認したときは、うち 1 通（原本）を申告者に返付し、他の 1 通（写し）は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1 契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2 回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えさせて差し支えない。 また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2 )」及び「契約実績表（個別）(P - 7700 号 - 3 )」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4) 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第 22 条第 2 項ただし書扱い」である旨記載させ、確認申告書のうち「契約実績表（総括）(P - 7700 号 - 2 )」及び原材料別の「契約実績表（個別）(P - 7700 号 - 3 )」については「輸出原材料」欄を記載のうえ、提出させる。</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する製品を製造する場合には、令第 22 条第 3 項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）を提出するものとする。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出するものとする。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出するものとする。</p>	<p>(5) 法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する製品を製造する場合には、令第 22 条第 3 項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）を提出させる。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p>
<p>この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p>	<p>この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p>
<p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C-5000）を押なつして上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。</p>	<p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C-5000）を押なつして上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。</p>
<p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p>	<p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p>
<p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。</p>	<p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。</p>
<p>なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。</p>	<p>なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略させて差し支えない。</p>
<p>イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の生地見本等</p> <p>（1）革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）豚革等）規格（なめし方法、等級等）色、柄等</p> <p>（2）編物類 材質（綿製、絹製等）糸の太さ等（編み糸の番手）編み方（平編み、ゴム編み等）規格（幅、長さ等）色、柄等</p> <p>（3）織物類 材質（綿製、絹製等）糸の太さ等（織り糸の番手、打込み本数）織り方（平織り、綾織り等）規格（幅、長さ等）色、柄等</p> <p>（4）縫い糸 材質（綿製、絹製等）規格（糸の太さ、長さ、単糸、マルチブルヤーン等）色等</p> <p>（5）付属品 材質（金属製、プラスチック製等）規格（サイズ、種類等）等</p> <p>口～二（省略）</p>	<p>イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の生地見本等</p> <p>革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）豚革等）規格（なめし方法、等級等）色、柄等</p> <p>口～二（同左）</p>
<p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8 - 5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続きについては、次によ</p>	<p>（加工組立減税の手続）</p> <p>8 - 5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続きについては、次によ</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) 令第 23 条第 1 項に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記 8 - 4 の(3)に規定する契約書等とする。</p> <p>(2) 令第 23 条第 1 項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T - 1060) に「附属書」(P - 7710) を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書 1 通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))及び附属書 2 通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C 5000)を押なつして附属書 1 通(交付用)を申告者に交付する。</p> <p>ただし、1 契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における 2 回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提示することとする。</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となつた輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書(交付用)及び生地見本等を提示するものとする。</p> <p>(4) 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P - 7700 号 - 2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1 契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入し、「契約実績表(個別)(P - 7700 号 - 3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入し、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入し、「税関確認印」欄に、確認印(C - 5000)を押なつする。</p> <p>なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の 2 回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示することとして差し支えない。</p>	<p>る。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第 23 条第 1 項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T - 1060) に「附属書」(P - 7710) を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書 1 通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。(関税法基本通達 7 - 4 参照))及び附属書 2 通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C 5000)を押なつして附属書 1 通(交付用)を申告者に交付する。<u>なお、特例申告貨物(関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)</u>にあっては、輸入者(その代理である通関業者を含む。)が当該附属書の税関確認印欄に特例申告である旨を記載(例えば、「特例申告」と明瞭に記載)することにより取り扱うものとする。</p> <p>ただし、1 契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税関官署に行う場合における 2 回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提示させることとする。</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となつた輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書(交付用)及び生地見本等を提示させるものとする。</p> <p>(4) 令第 22 条第 2 項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P - 7700 号 - 2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1 契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入させ、「契約実績表(個別)(P - 7700 号 - 3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入させ、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入させ、「税関確認印」欄に、確認印(C - 5000)を押なつする。特例申告貨物にあっては、輸入者(その代理である通関業者を含む。)が当該契約実績表の税関確認印欄に特例申告である旨を記載(例えば、「特例申告」と明瞭に記載)することにより取り扱うものとする。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の 2 回目以降の製品の輸入申告の際には、税関が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示させて差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5)及び(6)（省略）</p> <p>第 11 節 特 恵 関 稅 等</p> <p>（特恵関税等を適用する場合の取扱い）</p> <p>8の2 1 法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により特恵関税又は特恵関税についての特別の便益（以下この節において「特恵関税等」という。）の適用を受けようとする輸入申告（関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 62 条の 10 において準用する場合を含む。）又は同法第 62 条の 10 の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）がなされた物品に係るもの又は特例申告貨物に係るもの（除く。）又は蔵入申請等（以下この節において「輸入申告等」という。）が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 受理審における取扱い</p> <p>受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 特恵関税等適用停止の有無の確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品及び特例申告貨物について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項又は第 8 条の 4 第 1 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認</p> <p>ロ 原産地証明書についての確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 27 条第 1 項ただし書きに規定する物品である場合を除き、同条第 1 項の規定による原産地証明書（規則別紙様式第 1 に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin (P 8210)）が添付されているか否か、更に、当該証明書が添付されているときは、令第 27 条第 4 項に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第 29 条に定める有効期間内のものであるか否か（有効期間内のものでないときは、同条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否か）及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 28 条ただし書に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認</p> <p>ハ 自国関与品に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域（以下この節において「特恵受益国」という。）の原産品とみなされる物品（以下本節において「自国関与品」という。）である場合</p>	<p>(5)及び(6)（同左）</p> <p>第 11 節 特 恵 関 稅 等</p> <p>（特恵関税等を適用する場合の取扱い）</p> <p>8の2 1 （同左）</p> <p>(1) 受理審における取扱い</p> <p>受理担当審査官（以下「受理審」という。）が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 特恵関税等適用停止の有無の確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品について、法第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項又は第 8 条の 4 第 1 項の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認</p> <p>ロ ~ヘ（同左）</p>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>には、令 30 条第 1 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 2 に定める様式のもの（以下本節において「添付証明書」という。）その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」（P 8220））が添付されていること及びその記載事項の確認</p>	
<p>二 累積原産品に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項の規定により特恵受益国の原産品とみなされる物品（以下この節において「累積原産品」という。）である場合には、令第 30 条第 3 項において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類（規則別紙様式第 3 に定める様式のもの（以下この節において「累積加工・製造証明書」という。その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」（P 8230））が添付されていること及びその記載事項の確認</p>	
<p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することを証する書類の提出（これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載）をもって、これらの書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。</p>	
<p>ヘ ルうけつ染めした綿織物に関する確認 当該輸入申告等に係る物品が関税率表第 5208.51 号から第 5208.59 号まで、第 5209.51 号から第 5209.59 号まで、第 5210.51 号から第 5210.59 号まで、第 5211.51 号から第 5211.59 号まで、第 5212.15 号及び第 5212.25 号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）に該当するものである場合には、原産国の政府又は政府代行機関により証明されていることを証する書類（その英文によるものの例は、「CERTIFICATE IN REGARD TO BATIK CLOTH OF COTTON(HANDICRAFTS」（P 8240））が添付されていること及びそれらの記載事項の確認</p>	
<p>(2) 特恵関税等の適用を受けようとする郵便物についての関税法第 76 条第 1 項 ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税關の審査については、上記(1)に準ずる。</p>	<p>(2) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 13 節 軽 減 税 率	第 13 節 軽 減 税 率
( 軽減税率等の適用手続 )	
9 1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。	9 1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。
(1) (省略) (2) 令第 34 条第 1 項第 7 号に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。	(1) (同左) (2) 令第 34 条第 1 項第 7 号（丸粒とうもろこし）に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行った施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。
(3) 令第 34 条第 1 項第 8 号に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出するものとする。	(3) 令第 34 条第 1 項第 8 号（コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし）に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入（納税）申告書に添付して提出させるものとする。
(4) 令第 34 条第 1 項第 1 号及び同項第 16 号に掲げる物品については、それぞれ令第 35 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。	(4) 令第 34 条第 1 項第 1 号（学校等給食用脱脂粉乳）及び同項第 16 号（農林漁業用の重油及び粗油）に掲げる物品については、それぞれ令第 35 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。
(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。））は、令第 35 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。	(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物にあっては、特例申告者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。））は、令第 35 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。
ただし、令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。	ただし、令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号（配合飼料製造用脱脂粉乳）第 3 号（配合飼料製造用ホエイ等）及び第 9 号（でん粉糖等製造用でん粉）に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。
(6) (省略)	(6) (同左)
第 14 節 用途外使用等の制限	第 14 節 用途外使用等の制限

## 新旧対照表

## 【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(用途外使用等に該当しない場合)	(用途外使用等に該当しない場合)
10-1 次に掲げる場合は、法第 10 条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(1)、(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T-1285）1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。	10-1 次に掲げる場合は、法第 10 条((用途外使用等の制限))に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T-1285）1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。
(1) 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品（以下本節において「減免税を受けた物品」という。）を再輸出する場合	(1) 法の規定による関税の免除を受け、又は軽減税率の適用を受けた物品（以下本節において「減免税を受けた物品」という。）を、 <u>不良品等の理由による返送等</u> のため再輸出する場合
（2）～（4）（省略）	（2）～（4）（省略）
(5) 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であっても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第 10 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。	(5) 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 34 条第 1 項第 1 号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であっても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第 10 条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。
イ～ヘ（省略）	イ～ヘ（省略）
(6) 法第 4 条の規定により関税の免除を受けた令第 7 条第 1 号に掲げる物品を、同条第 2 号に規定する部分品として使用する場合及び関税の免除を受けた同条第 2 号又は第 3 号に掲げる物品を同条第 1 号に規定する物品として使用する場合	(6) 法第 4 条の規定により関税の免除を受けた令第 7 条第 1 号((双発式、三発式又は四発式飛行機の部分品))に掲げる物品を、同条第 2 号((免税となる航空機の部分品の指定))に規定する部分品として使用する場合及び関税の免除を受けた同条第 2 号又は第 3 号((航空機に使用する部分品又は航空機及びこれ

## 新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	に使用する部分品の製作に使用する素材のうち本邦で製作が困難なもの))に 掲げる物品を同条第 1 号に規定する物品として使用する場合